

文書分類	回覧処分				
	会長	副会長	事務局長	係長	係員
M・5・1・8					
月日	保存種別				
	永久				

川崎町農業委員会

10月総会議事録

期日 平成28年10月11日(火)

場所 川崎町役場2階入札室

平成28年10月11日開催、10月川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(16人)

1番	土田 大作	2番	植木 守	3番	岩本 勉
4番	吉住 英子	5番	杉本 利雄	6番	大谷 春清
7番	奈木野 康徳	8番	小山田 憲司	9番	川根 節生
10番	小峠 清人	11番	藤川 航	12番	中村 明
		14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫
16番	柳武 正義	17番	中野 恵		

3、欠席委員(0人)

4、本会事務局 事務局長：寺内幸夫、主事：山野弘貴

5、議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 非農地証明願について

その他

6、会議の概要

事務局 定刻になりましたので、平成28年10月の農業委員会総会を開催します。
本日は、16名中15名の出席であり定足数に達していますので総会は成立
しています。これより議事進行は●●会長にお願いいたします。
では会長、御挨拶をお願いします。

議長 挨拶
それでは、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の決定について議題
といたします。議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ござ
いませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議事録署名委員は、3番の●●委員、4番の●●委員、両
委員にお願いいたします。以上日程第1を終わります。

それでは議題に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に

について、事務局説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1ページをお願いします。この申請は売買による所有権の移転です。譲受人住所、●●●●●●●●番地、氏名、●●●●●、年齢●●歳、家族構成、人員●、農主耕作面積、自作地、●●●●m²、小作地、●m²、計、●●●●m²、農機具の状況、トラクター、草刈り機、噴霧器、牧草刈機、譲渡人住所、●●●●●●●●●●番地の●、氏名、●●●●●、年齢、●●歳、家族構成、人員●、農主●、農従●、耕作面積、自作地、●●●●m²、小作地、●m²、計、●●●●m²、土地の所在、●●●●、●●●●、地番、●●●●番、地目、畠、地籍、●●●m²、通作距離、車で●●分、申請理由、●●●●●●●。2ページ字図、3ページ位置図、4ページ航空写真を付けています。当地は地元委員であります、●●●委員、●●委員と現地確認しました。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、地元委員の●●●委員、補足説明をお願いします。
●●●委員 ただ今事務局が申されたとおりでございます。これは●●●●●と言う施設
がありまして、その人たちが耕作するということで、●●さんが、オーナー
であって、オーナーが●●●●●のために使わせるようになっております。
よろしくお願いします。場所的には●●●●●のすぐ裏です。

議長 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明、地元委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

ございませんか、それではお諮りします。議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり承認といたします。次に報告第1号非農地証明について、事務局説明をお願いします。

事務局 報告第1号 非農地証明願について申請者住所、●●●●●●●●●●
●●●●●番地の●、氏名、●●●、土地の所在、●●●●、●●●
●●、地番、●●●●番●、●●●●番●●、登記簿地目、田、現況
地目、雑種地、地籍合計、●●●●m²、申請理由、●●●●●●●●
●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●。現地確認
委員は、●●委員、●●委員です。6ページに字図、7ページに航空
写真、8ページに現況写真を付けています。

この申請地は、●●●●●に位置し。8ページ現況写真のような状況です。農地への復旧は困難であります。以上です。

●●委員 これは、事務局のおっしゃるとおりであります。●●●●と●●●●●のちょうど中間あたりです。航空写真を見ていただければわかるように、田に戻るような状態じゃないです。それで地目変更ということでしょう。次の写真を見ても分かるようにこの上太陽光があって、

- その下は道路のようになってまして、おそらく田にはできないと思います。よろしくお願ひします。
- 議長 ただ今の事務局の説明、地元農業委員の説明について、質疑のある方は挙手を願います。
- 委員 これは田になってるけど、地図みたら平坦地やけど、田を埋めた時のあれは出てる。確認したい。
- 事務局 この土地については、●●●年に名義変更が行われておりまして、●●さんが、買われたときには、すでに、横の土手から土が落ちて田としての耕作ができなかっただという状況だったそうです。年月を経るにしたがって田を購入されてからは、一度も田として耕作されてません。いつこののような状況になったかは分かっておりません。
- 委員 結局それがないと無断で埋めたということで、転用違反になる。結局農地を報告しないで埋めたんだから、前の人人が書類がでてきたかどうか。それが出てないと通すわけにはいかない。みんなどう思いますか。
- 委員 私も反省しなければいけないのですが、この間のパトロールは行けなかったのですが、前回行った時、ここはパトロールの対象になっていなかった。この上の方は示されましたけど、そこはもう少し上流部にあるところで、藪のようになってて耕作できない。まさかここが、入っていたとはまったく存知あげない。今回この資料を見て初めて知りました。これが、田だったとは。もしかしたら私が見落としたのかなど反省しているところですけど、どうなのかな。
- 委員 無断で埋めたんやったら、役場の前の田を無断で埋めてた時、撤去させた、はっきりしておかなければ、あっこは良かった、ここは撤去させた、では問題になる。前人の書類があるかどうか確認していただかなければこまる。
- 事務局 この分は3条申請で●●さんが手に入れられてる。3条申請の書類はございます。
- 委員 田で転売しても現状を維持してないで売ったということになる。●●さん自身の責任ではないけど。前人の書類が出てきたのか。それがないと書類的におかしい。それが通るんやったら誰でも田を埋める。
- 事務局 これ買われた時3条で買ってるんです。買われたときは田として買ってる。●●さんが言われるには、買った時田として買ったんだけど、3条で買った場合3年3作、作らなければならないけど、買った時すでに斜面から土が入って耕作できなかっただと言われてました。そのまま放置してて、ずっと田が荒れたままきて、今のような状況ってのは自然に土が入ったような状況にはみえないです。買われた時は田として買って耕作しようとしたけど斜面からの土が入って耕作できなかっただ。ずっと荒れたような状態になってて、いつかの時点で今のような状況にしたか、なったかというとこです。実質この田は二十数年耕作が一回もされてないんです。

- 委員 耕作するせんじゅない。田としてあるんやったら、買われた時に現状なら現状で前の人があげ類を出して、その現状で買って後から埋めたということは●●さんのお咎め。この状況からしたら埋めている。不法にして後から書類で通すようであれば、だれでもすると思う。議長たるものこうゆうようなことしていただいてはこまる。
- 委員 写真みる限りでは砂利ですよね。山から下りてこんでしょ。あの辺全部赤土ですね。これは人工的に埋めなければ、自然にこんな流れでこないでしょ。それを耕作できないとか、できるとかの状況じゃないでしょ。なんのため農地パトロールしてるんですか。申し訳ないですけど、なんでわたしの目に入ってないか不思議でしょうがなんですよ。農地パトロールした時に、私は示されたのはわざわざ見にいきましたよ。地図持って、上流部だけ確認しました。これは入ってなかった。
- 委員 これは保留して、再度確認した方が良いのでは。会長が行って判断するとか、事務局にまかせるけど、これをこのまま見過ごしてたら外の者するよ、極端に言えば、自分でもするよ。
- 事務局 非農地証明の判定の基準の年月が20年ってことになってるんですね。
- 委員 写真から見たら非農地証明出せる写真ではない。今までには大木が生えていたり、こんなきれいなところないよ。普通の平原でしょ。
- 委員 上に置いているの建設資材じゃないです。私よくここ通ってたから早くから建設資材置いてました。残土とかコンクリート、何年も前から置いてました。2、3年でいうもんじゃないですよ。だから私も、パトロールの時田じゃないだろうと思いました。なぜ、農地に入ってなかったのか、逆にそこ知りたいです。事務局がただ見落としたのかなんなのか。今ここに出てきて、初めて知って、ここが外れた経緯を知りたい。
- 委員 どうしても耕作できない土地と、木が生えた土地を処理したらどうかと提案したができない。
- 事務局 今年については8月にみなさんに地図を割り振って農地パトロールをしています。
- 委員 漠然と地図の上で処理しているだけ。台帳を調べて行っているわけではない。地図も持つて、実際に荒れている現地を確認してやっている。
- 事務局 何番地が田か田のところを全部照合したのか聞いています。それを見て地図を照らし合わせながらダメなところを省くとか。地図のなかには全部入ってないと思う。
- 事務局 今度の法改正で農地利用最適化推進委員という制度もできます。その方に荒廃農地の解消とか頑張っていただきたいと思います。
- 委員 自分は言っているのは違う。登記で田になってるところが、地図に明記されてないから耕作放棄地調べる時分からない。調べてないからこんな問題が後から出てくる。

- 事務局 山の部分にある田については、実際に現地に行ってみてもここがどこの田なのか分からぬ。山の部分に関しては、おいおい対策を考えいかなければと考えています。
- 委員 登記と地図でチェックしていくれば、耕作放棄地の時に回って判断することができる。それをしていないからこんなことがある。登記上田になったところがかなりあると思う。
- 事務局 たしかに山つきの部分については、現況が山で、地目が田のままというところは結構あります。山になっててどこか確認できないところに関しては農地パトロールに行っても実際見れてない部分はございます。だけど、みなさんが田を作られているところに関しては、平坦部分については地図と現地を確認してちゃんとやっております。
- 委員 農地パトロールの時、漠然と回るだけではなにもならない。回ってもいつも言うことやけど、今後荒れた土地をどのようにするか、まったく打ち出しがない。農道がないで入れない田、農地改善法でするとかそういう対策がまったく無い。
- 事務局 今まで、農地パトロールで回っても、抜本的な対策をどうしていくのかというような話はできてなかったかもしれませんけど、平成28年の4月からの法改正で農地利用最適化推進委員という制度もできます。農地利用最適化推進委員なんかにも現地を回っていただいてそういう部分を重点的にやれたらと思います。
- 委員 今日のこれを通してたら、来たのすぐ印鑑ついてやるようになる。そこんとこはっきりしなければ。
- 事務局 ここの田は鳥獣なども結構出てるところだと思います。二十数年田としての利用がまったくないところです。本当に農業委員会として守っていかなければならない農地というのがあろうかと思います。
- 委員 それはいいけど、このまま通したら田を埋めて20年経過したらそれで終わりになる。埋め立ての申請も何もせんで。
- 委員 農業委員会が悪い、だいたい見つけなければおかしい。
- 委員 役場も悪い。事務処理していない。農地パトロールの時ここを回っていないというのがおかしい。ちゃんとしてないからこんなが出てくる。それがおかしい。
- 委員 どんな状態になっているか現地みていいけど、一度会長見に行ってみてはどうですか。農地に復帰できるものか、前向きに話をしなければ。どうしようもない。
- 委員 ちょっとおかしいと感じている。ここ農業委員会だから農地法にそって手続きの話をして、まず報告しなければならないんですよ。現在が作れるとか作れないではなくて、今こおいう状況になっているのはちゃんと手続きを踏んでいるか確認しないとおかしいでしょ。そこをやらずになんて今シカがでて

くるとかなんとか言うわけですか事務局がましてや、まったくおかしいですよ、論外ですよ。はっきり言って。農業委員会いらんとやないですか。でたらめやないですか。勉強してくださいよ。農地法にそって委員会はあるわけですからね。

●●委員
●●委員
事務局

農地法にそって20年以上と言ってるんでしょ。

その間の手続きが問題ですよ。

議長
●●委員
●●●委員

わたしが20年以上と言ったのは非農地判断の基準なんです。非農地判断は今まで農業委員会でされてきましたが、その時の判断の基準としまして、20年間農地として利用されているかどうかという基準があるわけです。この地番に関しては、本来、田ですよね。田を違う用途に変更する場合、通常、転用許可、4条申請です。許可を得て転用するというのが、筋道です。いろいろ意見がでていますが、これは一応今月の議題から保留に持って行つていろいろと確認して現地も確認するということで、どんなもんですか、そうしないと収まりがつかない。

●●●委員
事務局

これは明らかに用途変更してると思います。
当時3条申請の時、流れ込んでたとの説明があった。当時の農業委員会が認めてとの事がおかしいんです。田では無いの3条申請した、流れ込んでいる、田がつくれない現状があるのに許可した事がおかしいんですよ。今、どうのこうのいうより当時が許可している。普通ならその現状なら、田に復旧してそれから3条にかける手順を踏まなければならなかつた。なんで当時許可が出たのか私たちには分からぬので、今やつたら認められないと思います。当時の経緯は分からないじゃないですか。

●●●委員
事務局
議長

書類が出てる出てないの確認はしてもらわなければいけない。

3条申請の書類はございます。転用されるんであればその後4条申請をして許可を得た転用するのが筋道ですが、ここの分に関しては4条申請はでおりません。

事務局
●●委員

3条申請で許可をもらって登記をしなかったんでしょ。

登記はされてて、二十数年前に3条申請によって●●さんに登記はされてて、●●さんが言うには申請した時点で田として耕作できない土地だったと言われて実際見ると自然に入ったような状況ではないので、どこかの時点で埋めるような事になってるのかもしれないです。

事務局

たしかにこの辺はできません。田は簡単には。だけど何が問題がと言えば、その手続きをしたかなんです。用途を変更するに当たって。それがされて無いというのが問題であって、それが本質的な問題なんですよ。
今回、非農地証明願いということで農業委員会に提案させていただいたのは、非農地証明願の判断基準が20年でなってるんですよ、すでに購入されて、一度も農地として利用されてなくて、20年が経過してます。たしかに転用申請されていません。通常の筋道というかそういう手続きは無いわけですが

ど、現実問題としてこの土地で二十数年前から農地としての利用がまったく無いということでありましたので、事務局としては非農地判断をすべき案件かなと思いまして。繰り返しのような事しか言えませんけど。

●●委員長 今までの農業委員会のなかでやってなかったということじょ。

特別委員の中で処理したらと思いますがどうでしょうか。

(異議なし)

●●●委員長 これは保留ということですか。

●●●委員長 今回は保留ということです。

これが、こういう状況になったというのは、農業委員さんたちの落ち度と思うんですよ。今後こうゆうことの無いよう今の農業委員がどこか埋めようとか目にしたらみなさん事務局に確認して、今こういう申請が出て、みなさん把握してると思うんですよね。申請が出てるところは埋めようとか、それが出てないで埋めてたらすぐ確認するとか、それが農業委員の仕事と思うんですよね。そういうのは今後ちゃんとやっていく。当時それがされていない。昔のこと言っても法的に言ったら20年経ってるんで法的に言ったら問題無い。前回もあったでしょ。ダイナムの件で県が法のもとで許可したんですよ。法に則って問題ないのであればしかたないことですよ。今後どおいかたちのもっていくか、みなさんで協議していかなければならぬと思います。

事務局 やはり、二十数年前に買われた時に砂が入ってたということなんですよ。その当時の農業委員さんがそれを見たときに実際耕作できないようになってるのでこれを復旧してくださいとか、もし、どこかの時点で埋めたとかしたのであれば、埋めてる当時ストップさせる事案だったと思うんですよ。それが、どおいう経緯で今のような状態になったのかはわかりませんけど、すでにこういう状況になってて、農業委員会の一つの務めとして、非農地判断をしていくというのも一つの仕事なんですよ。すでに復旧困難な農地を農地のままの状態で放っておくというのは農業委員としてはダメなことなんですよ。その判断基準の年限が20年という年限があるので、この案件については非農地判断として議題に上げさせていただいたわけです。

●●●委員 今20年という基準があると言われましたけど、20年経って無かつたら復旧させることができるんですね。それでしたら、今からいろいろ調査して20年経っていないところを復旧させていくとか、そうしたら法に問題ないでしょ。20年という縛りがあるから言えないんですよ。違いますか。

●●●委員 家が建っているところが結構あった。前は農業委員会にかけずに地元の農業委員が二人いたら二人が確認して家が建っていて農地として復旧できないと確認すれば通してた。なんらかの形でこおいうように農業委員会にでるようになった。どおいう経緯かしらないけど。

事務局 3条はあるわけです。当時の人に確認しなくても3条申請により見月さんに所有権移転されたわけです。当時の人に経緯とか聞いても20何年まえのこ

- とだからですね。今日はみなさま納得できないとの意見が多々ありましたので、事務局の方としましてもこの案件につきまして、精査してもう一度考えをまとめまして、次回の11月で。
- 議長 いや、次回もいいけど特別委員会を招集してそのなかでして、そのうちみなさんにお願いします。
- 事務局 わかりました。
- 委員 これ、議案でしたら農業委員の議決になる。これ報告になっている。報告第1号です。
- 事務局 申し訳ありません。非農地証明の分に関しては今まで報告という形で上げさせてもらっています。なんでこれを報告で上げているのか、報告であれば、議案のような審議はできないのではないかというところも調べまして、会長が言われるのように、本来田が雑種地的なものになっているのであれば、転用申請というのがされるべきですので。
- 委員 それやったらおかしい。地元農業委員が現地視察に行って非農地証明出したら、県が確認にくるでしょ。
- 事務局 来ません。5条申請等はきます。
- 委員 はっきりしてもらっておかないと。
- 事務局 今、●●●委員ご指摘の部分は調べさせていただいて、なぜかしりませんけど、報告という形で非農地証明は議題にあげてきております。農業委員会に諮った後、諮るということ 자체がおかしなことなのかもしれません、農業委員会で報告した後非農地証明を発行しているというのが、現実です。
- 委員 いままでのあり方が良いか悪いか分からんんですけど、これが、報告なら決はいらないんですよ。今までの体制が悪いのなら、議案にもっていって非農地証明する。これが全て報告になればこういうようなことが出てくるとおもうんですよ。今から改善していくべきだと思います。
- 委員 確認したいんですが、20年前に3条の申請が出てると言われてるじゃないですか、●●さんは農業者として認められておったのかどうなのか。
- 事務局 3条申請は基本的に4反以上とか利用権の設定を結んでおかないと、当時から法律の変更はございませんので、当時から田を買う資格があったわけです。報告事項でしたら、もうこれにもってこんで前のように地元の農業委員が認めたら良いのでは。
- 議長 特別委員会の中で話をしてそれでしてください。
- 委員 非農地を出すことと、これまでに至るまで農地法の違反が無かったかどうかは別問題だと思うんですよ。そこは農業委員として調べなければならないと思います。それを一緒にしたらどうかと思いますよ。農業委員でないじゃないかと思いますよ。何しても20年経てば何でもOKになりますもん。今までそうやったのでは。
- 委員 それでいいんであればいいですよ。

- 委員 農業委員がいるとかいらんとかの問題じゃなくして20年以上経てば法に則って何も言えないんですよ今の段階じゃ。こうなる前に今の農業委員さんで見回りとかしてこうういのを無くしていこうというのが農業委員会の役目と思うんですよ。これが通ったから無くせばいいという問題じゃなくて今後どうしていくかが大事なわけです。だからこおいうことが無いように努めていくということでまとめていただきたい。
- 委員 今までの経過で非農地証明取るのに20年経過したとこばかり申請にあがるやないですか。何らかの考えがあつて事務局が20年経ってるから今あげてもいいという考え方ですか。全て大木があつたりして20年経過したところばかりです。これは自分が確認したところですが、農地には絶対ならないような土地なんですよ現状が。10年経過しますが、どうでしょうかというような話は1回もない。全て20年経過したものばかりです。
- 議長 私が先ほど言ったのを撤回します。登記簿の分と現地を見るということを。色々意見が出ておりますのでお諮りします。通していいのか悪いのか手を挙げてください。
- 委員 事務局 ちょっと待ってください。20年たつたら認められるということでしょう。法的かどうかははっきり申し上げれませんけど、非農地判断の基準が20年ということあります。だから、非農地判断の基準が法的に20年かどうかは調べてみないとわかりません。
- 委員 分からんことがいっぱいあって判断せと言われても判断のしようがない。もう一度今日出た疑問点を明らかにしたうえで判断すべきもので、今日の判断というのは難しいと思います。
- 委員 事務局 3条申請がでたのは何時ですか。
- 年か●年だったと思いますが、事績を持ってきます。20年経っているのは間違いないです。調べてきます。3条申請は●●●年●●月●●日が許可年月日になってます。譲受人が●●●さん譲渡人が●●さんです。23年経ってます。
- 委員 事務局 作れなくなつて20年でしょ。
- 見月さんが言うには購入した時から砂が落ちて作れなかつたと言われました。
- 委員 事務局 なんで買うとき転用しなかつたんでしょうね。
- 買う時は3条申請ですので、農地を農地として購入したということです。
- 委員 その後埋めて資材置場にして、ということは農地を不法に転用して使つたということになる。
- 委員 この報告に対しても報告事項にするか、議案事項にするかは検討していただいて、またここで報告していただく今後どうしていくか。これは報告事項でしかしょうがないということであれば、後、パトロールとかを農業委員さんで見て回るしかないんですよ。非農地にする前に。証明出す前に。こういう

- 委員 いう問題あったから自分たちも意識が上がっていくし。今後こういうことのないようにみなさんでしたらしい。今回はこれでいいやないですか。
- 委員 農地パトロールの時に●●委員が言いよった上の段まで見たよね。そして今回の下の段は、見てないもんね。まさか私たちも農地とは思いもせんかった。そんな昔のことは、分からないです。
- 委員 これはね、事務局のせいでもないんですよ。農業委員の事務処理を、事務局が代わりにしてくれているだけなんですよ。これは農業委員さんが自ら見逃したという判断なんですよ。今事務局が出してないとかいろいろ言われてますけど、そういう問題ではないのですよ。みなさんそこだけはわかって下さい。今後そういう台帳があれば、みなさんそれを貰って、自分たちで回るとかここが田になっているだとか、調べて出した方がよいと思います。
- 委員 これは、20年たっているから、今後の課題です。もう分からぬのですから。
- 委員 皆さんで台帳と照合すればよいのではないか、現地にも行ってね。
- 委員 税務課で照合すればいいんやないと。
- 委員 だから、それを農業委員の皆さんでやればいいんやないですか。
- 委員 これをね、作れなくなって20年たつから、「はい、非農地です。」というのは少しおかしいのではないかと思います。農業委員としては・・これまでの経過というものがあるんですね。実際農地で買ってるからですね。だからせめて指導をするのが農業委員の仕事ではないかと思うんですよね。
- 議長 何もないというのは、おかしいと思うんですよね。知らなかったら何でもいいんだというものではなく、しっかり指導をしていく。こういうことがないようにちゃんと手続きを踏んでいくと教えるのが本来の形ですよね。
- 事務局 その当時の委員さんが完全に確認したうえでやってきてるんなら問題ない。そのまま行つてるので、今になって問題になる。
- 先ほど●●委員さんが言われたように今日、このまま良いとか悪いとかの判断するには疑問点が多いので一度その辺のところを整理してとのお話しだったので、もう一度、会長も言わされましたように転用特別委員会で考えてというお話だったので、そおいう形でもう一度・・・。
- 議長 また、話もどしますか。
- 委員 報告事項で良いのか、どうなのか、これが報告や無いでするんなら審議して良いんですよ。特別委員会とか何かで。それが法的に報告で良いんならする必要が無い。今後そおいうことが無いようにするしかないんですよ。
- 委員 調べるんならそこやろうね。
- 事務局 今回のこの案件については、報告ということで上げさせてもらっていますんで、今日は報告だから審議が出来ないということで、考えれば今回の分については通させていただいて、この案件については口頭注意か、文書によるものか考えさせていただいて指導するということでどうでしょうか。

- 議長 この方向でどうでしょうか。
- 委員 事務局がそれで通したとするやろう、なんかあった場合に事務局に責任を取ってもらうようになるよね。他の事で外の者がするといって来たときにつまらんと、けるわけにはいかないようになる。マンネリ化になってしまう。
- 委員 地元委員さんが立ち会うきそで出してもらいたい。もし見てそおいう基準あったかどうか。
- 委員 20年というのがですね自然に作れなくなったような環境になったのか、作らなくなったのか、だいぶ違うと思うんですよ。そおいうの調べておいてください。次回はここで。
- 事務局 ●●委員さん言われた分は所有者の方に確認しましてどおいう流れで今のようにになったのか聞き取りをします。
- 委員 聞き取りも含めて総合的に20年超えれば何でも良いのかようするに時効みたいなものなのですね。
- 事務局 20年というのはいちよう基準であってたとえば19年だったらダメ20年だったら良いというのは分からぬじゃないですか。なので、そのために地元農業委員さんの判断に任せる。そこでこれは20年経っていないんじゃないとかなれば、その時点であげてもらってそのつど審議ということになるので、20年のラインというのは基準であってそこが20年だったら良い、19年だったから悪いわけではない。一応基準だからですね。
- 議長 10年とか20年とか基準がどおいう内容か確かめたうえで改めてするということでどうだろう。今回は保留ということでお願いしたいと思います。では、次に進みます。
- 事務局 今まで、ずっと28年4月から施行になりました農業委員会等に関する法律の改正につきまして、ある程度案がはっきりした段階でご説明しますと言っておりました件につきまして資料を2枚ご用意しています。新制度への意向についてまず農業委員の定数について条例の改正をしなければなりません。定数条例の改正については平成28年の12月議会で行う予定であります。その後委員、推進委員の公募を12月末から、法的には24日間となっておりますけど約1ヶ月公募を行います。公募であがってきた委員について、選考委員会を作りまして選考委員会の考え方を町長にお示しして町長の方で委員候補者を選任していただきます。そして農業委員会等の法律で議会の同意を得なければならないとなっておりますので、町長の方で決定しました議員候補者について平成29年3月議会で議会の同意を得るという予定であります。法律の部分とか認定農業者を過半入れなければならないとかの規定もございます。その辺を考えて法定上限が14なんですがそこを13ということで今のところ案でございますが決めております。あと、農地利用最適化推進委員については100haに1人となっておりますので、川崎町が547haでありますので、6というふうにしております。農地利用最適化推進委員につ

きましては担当の区割りを設けなければならないようになっております。事務局の考えとしましては、安真木2、川崎2、田原1、池尻1というかたちで計6とさせていただきたいと考えております。それと委員と推進委員の報酬については色々ご意見はあると思いますが、もう一枚の資料をみていただきたいと思いますが、左記と同額ということで同額のところがほとんどであります。農業委員については毎月の農業委員会があつて重要な議案を議決していただくという重責をありますけど、農地利用最適化推進委員に関しては現地を回っていただいて荒廃の解消とか農地の担い手への集積という重い任務がございますので、どこも同額としている市町村が多いのではないかと思います。定員の部分なんですが、色つきの部分が田川郡の状況です。福智町は三町合併したこともある上位の14をとっております。糸田に関しては面積少ないので上位の14ということで決定をしておりますが下の部分、大任町については上位14にたいして10、添田町が11、赤村が9。農地利用最適化推進委員につきましては全て上位と言ふことで決定をしております。このことにつきまして、状況を見てご意見をいただきたいと思います。

●●●委員

認定農業者はどういうふうになってるのか分からぬけど、まとまった所に3人も4人もおった場合どういうふうにする予定になりますか。

事務局

今、認定農業者が川崎が9です。個人が7、法人が2ということで、そして原則認定農業者を過半入れなさいとなっております。ただ、●●という認定農業者の法人があるわけですが、これについては香春町の法人です。この分に関しては、他町の選任の規定などをみても町外の者は入れてません。町外でも良いという規定はございますが、今のところ相華は町外ということで、今のところ認定農業者が現在8、法人1含めて8ということですのでその辺も勘案して川崎町の委員数については13としています。この法改正で農業委員会を機動的に機能させるためにということで農地利用最適化推進委員も加わって、農業委員会に常に出て必要はないんですけど推進委員も含めると数の枠が物凄く多くなります。概ね半数程度ということが農水省のパンフレットにも書かれております。見ていただきたいんですけど那珂川町は現員数が15で上位数14に対して8とか、みやこ町が19の上位数に対して13、上位よりかなり下回っている団体もあります。そういうところも町長に伝えまして川崎町今のところ川崎町としましては13と言ふことありました。

●●●委員

そういうことじゃ無いんよ。同じ地区から、仮に東川崎としたら東川崎から3名も4名もだしていいんか。そこだけ認定農業者まとまるやろう。その場合はどういう基準で決めるのですか。

議長

認定農業者は絶対入れなければならぬのだから、かたまつてもしょうがないのでは。

●●●委員

仮に安宅、安真木方面が誰もいないとした場合、一般の者が出来るような状

- 事務局 満になる。人数的にも足らん。
- 委員 その辺のところは過半入れるとしたら13に対して6ありますよね。この6の部分で調整するとか。農地利用最適化推進委員の方に薄い部分について担っていただくとか、推進委員については安眞木地区は割当2ということありますので、そういうところで調整するとか。
- 事務局 ある程度かたまると思う。田原、池尻、中村さんのそうやろ。で4名になる。それをまとめておけば他が空白ができる。その時の配分をどうするのかそこまで考えてますか。
- 委員 他に6名いるわけですよね。そのへんのところで調整していくとか、推進委員にまわっていただくとか、そういうかたちの調整しかないと私は思います。
- 委員 全部で19名やけど、21名とか22名の応募者があった場合落ちる者が出る。選挙で落ちれば自分が悪いと確認ができる。議会にかけて推薦になったら落ちる者と落ちない者があるから変なことになるのでは。
- 委員 議会にかかったらではないで、町長が決めて議会に報告でしょ。あと、承認するかしないか、だから議会は関係ない。町長の権限。
- 事務局 最初に地区を割り振って、そこから何人と言うようなかたちで、最初から決めるというような、応募者はオーバーしないようなかたちでかためるというの事はやったらダメとなっています。
- 委員 福智のように二人落とされたら落とされた者はいい気せんよ。
- 事務局 事務局の判断基準の一つとしてオーバーした時のためにレポートを提出させてはどうかと考えてます。そのかたの思いとかレポートに出てくると思います。そういうものと、実際の経営の状況などを勘案して選考委員会で検討して候補者の選定をすることにしています。
- 委員 その辺は報告ありますね、どういうふうにするか。
- 事務局 今日お示ししたことについて意見を頂いて、意見の部分については町長に伝えて変更できるものは変更していくと思ってたんですけど、●●●委員のご心配の部分は町長にも伝えたいと思います。数の部分とか、報酬同額の部分でご意見いただけたらと思います。
- 委員 推進委員はこれから骨折ると思う筑豊では川崎は最低です。昔の基準に戻して10%カットならちゃんと理由をつけてするべきと思う。ただ、この前20%最終的には上げてくれたけど、そういう問題ではない。
- 事務局 報酬については平成26年度に131,400円を157,000円に上げてるんですよ。続けて上げることは考えていないということです。
- 委員 今度新しく法律が変わるんだから、それなりのことはしてやるべきと思う。農業委員会に対する国からの補助金というのがたぶん上ってるはず。それだけの仕事をしなければいけないということで。そういうところも整理して報告すべきじゃないかな。
- 委員 定数と報酬について何かございませんかと言われたけど、委員会の中で説明

があったと思う。執行部から報酬と定数はこれでお願いしますという説明があった。議会のほうで。建産のなかで。それを執行部がこれでいかせてもらいますという説明があって農業委員会でまた定数でどうでしょうと変わるんですか。

事務局

定数に関しては当初私が聞いていたのは、農地利用最適化推進委員と農業委員の数を合わせて現行の数を超えないというような考えだと町長が言われていたということもあって、先日の建産の時に今の町長の考え方としてはそおいう考え方だと、そうであれば農地利用最適化推進委員が6であれば11だとその時に私は言いました。その後その時の議員さんたちの意見が、農業を基幹に据えていくという考え方で減らすのかと意見があったので、そのことも町長に伝えました。そのうえで12月議会で定数条例を改正しなくてはいけない時期が近付いてきている中で、どうしましょうか、という話をした際に、13でいいのかとのことありました。

●●●委員

先に定数11で建産に説明いたしましたと。そこで議員の方から意見があつたので町長も13にしたという報告をここでしないと分からぬのではないですか。これを新たにみなさんどうですかと言ってもこれが最高の人数と思うよね。11やったんが建産委員会で言われて町長に言ったら二人増えましたと。まだ増やせるんですか。そういう報告のほうが良いのではないですか。

事務局

増やしても上限が14と決まっているからですね。近隣の状況とかも勘案したところで、13と判断されていると思います。

●●●委員

近隣といつも比較するのはいいんですよ。川崎は川崎と独自の考え方で農業を推進していくというのを強く推してですね、よそがこれだけの定数だからこれにしようとか定数いっぱいでもいいんですよ。よそに比べて報酬少ないんですよ。1人増やしてもいいやないですか。そうでしょ。よそより少ないのでよ報酬が。1人増やしてもいいんですよ。そのかわり減らす代わりに報酬を増やしましたというなら分かりますよ。報酬はそのまで定数を減らすでは農業を推進して、耕作放棄地とか無くしていってみなさまこれからどんどん忙しくなります。1人でも多い方がいいですよ。農業委員会で言わしていただく機会があれば言わしていただくけど、そおいう意見もあったと言ってください。

事務局

今のご意見は上に伝えます。

●●委員

仮に14、6になったらどうか、●●●委員がいっぱいにしたらどうかという意見があつたら町長に伝えてくれるんですか。ならないでしょ。

事務局

増える増えんは分からぬですが、これは話して町長が言ってる数字なんです。

●●●委員

農業委員会の中で増やしていっぱいにしていただきたいという声がいっぱいありましたと言えば違うんですよ。●●●委員しか言っておりませんでした

という報告したら一人しかおらんのかということになるでしょ。みなさんそ
おいう意見でしたと報告した方が良いでしょ。みなさん多い方がいいでしょ。
(賛成の声) みんなの意見と言ってください。

事務局

みんなの多くのかたのご意見ということで伝えます。

議長

他に何かございませんか。(意見なし)

事務局

前委員の時に最後の年にお別れ研修視察を行っていました。前回は改選の年の2月18日、19日に長崎の方に研修にいっておりました。もちろんその研修には町からの旅費は出ませんので農業委員ご本人の負担となります。

参加者が前回は17名中9名という参加で2名事務局が添乗しております。

今日はこの世代の農業委員のお別れ研修視察を実施するかどうかを話し合つ
ていきたいと思います。

●●●委員

農業委員で行ったってねえ。我が負担やろ・・

●●委員

すべて農業委員の報酬といったって、この前の研修の昼飯も自分の手銭出し
してくれとか、それで好きなもの食えるわけではないし弁当やったしね。
研修会行った時ぐらいそれくらいの費用はないのですか。

議長

農業委員の報酬がきちんとあるから。また任期中の3年に一回はお別れ研修
会に行こうということになっています。たしかに行くときに出してもらえば
助かりますけど。そういうわけにもいかんだろうから。

●●●委員

これは予算要求したら大丈夫でしょう。当初予算。
研修なんだから・・今後川崎町の農業を支えていく人たちが、先進地に行っ
て視察するわけだから、研修費としては行政から出してもらえると思います。
会長たちから要望していただきいい研修をすると、遊びに行くわけではない
のでね胸を張って要求するべきだと思います。

事務局

今まで、3年の任期のうちの2年目に公費で研修を行っておりました。

人気がH29年の7月19日までなので、これから公費で視察研修を開くの
であれば新たに予算を取らなければなりません。そこが認められるかどうか
というところです。

●●●委員

今まで三年に一回の研修費が出てたわけですよね。今後は毎年研修を行って
いろいろなことを得て川崎でやっていかなければならない。これは毎年予算
要求してあとは町長が認めるか認めないかの判断ですから。農業を推進する
町長ですから、そういうのはケチらないと思いますよ。どんどん予算要求を
してください。

●●●委員

今まで、研修にいって報告事項がなかったやろ。漠然と行きよるだけやろ。
行った以上はある程度それを生かすということが大事だと思う。漠然と研修
だけだと町も錢はださんやろ。

事務局

先ほどの●●●委員の質問ですが、今の委員で新年度予算で認められたら

行くということでよろしいでしょうか。新年度であれば、H29年の4月から7月になります。

- 委員 残り少ない任期で認めるやろか。
●●●委員 今の農業委員さんでなくてもいいでしょう。次の委員が使えば。
事務局 每年ということですね。
●●●委員 それはそうですよ。自分たちのためだけじゃないですよ。
議長 今後のことについて考えてくれたと。
事務局 それでは、このメンバーでいく3月終わりから4月始めくらいに行く研修は皆さんどうですか。
議長 時期的にはどうありますか。●●●さんと●●さんは果樹だからきびしいかい。
●●●委員 忙しいです。
●●委員 同じく。
議長 事務局も決めてもらわんと予約を取られんな。2月でいいかな。
●●委員 一人ひとり聞いても決まらんから、先に日付を決めてもらってそれにいける人、行けん人が決まってくるやろ。
●●委員 事務局に一任で
●●委員 町長と議会に報告会をしたらどうですか。
●●●委員 今後視察に行ったら、町長に報告書を出すということもありますね。
議長 今後の検討してほしいですね。
●●●委員 2月ということなりましたので、日付はまた別にあらためて報告します。
議長 来月はどうなると?耕作放棄地のパトロールは年に2回か3回あるんやろ
事務局 今まで11月にやっていた分を8月にずらしたということです。年1回だけです。
●●●委員 先ほどの件があるから2カ月に一回パトロールでもいいんじゃない。するべきだろうと思う。
議長 皆様がするというのなら構いませんが。
全員 無理です。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしました。次回の総会は、11月11日金曜日13時30分からからを予定しております。よろしくお願いします。
以上をもちまして、平成28年10月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後7時23分

署名人

3番委員

4番委員

議長